



令和2年6月18日

「雇用調整助成金 社労士ホットライン」 開設期間を7月末まで延長いたします！

6月12日に、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立したことを受け、新たな雇用調整助成金の特例措置として、上限額の引上げや緊急対応期間の延長等が決定いたしました。

東京都社会保険労務士会では、今回の特例措置に関する相談に対応すべく、5月1日に設置した「雇用調整助成金社労士ホットライン」の開設期間を7月末まで延長することといたしました。雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金だけでなく、労働社会保険分野に関するご相談についても電話にてお受けしております。事業主の方だけでなく、従業員（被保険者）の方のご相談にも対応しておりますので、この機会に是非ご利用ください。

雇用調整助成金 社労士ホットライン（社労士110番）

- 開設期間 令和2年5月1日～7月31日（日曜・祝日は除きます。）
午前10時～午後4時 ※土曜日も開設します。
- 相談員 東京都社会保険労務士会 会員
- 相談料 無 料
※通話料は相談者にご負担いただきます。
- 相談ダイヤル 03-5289-8844
- その他
 - ①相談時間は1回あたり30分を上限とさせていただきます。
 - ②電話が混みあって繋がらない場合もあります。
 - ③電話相談では秘密を厳守いたします。相談者の名前を尋ねず、相談員も名乗りません。
 - ④相談内容はその効用を保証するものではありません。

～本件に対するお問い合わせ先～

東京都社会保険労務士会 業務第一課（苅部・須田）

電話 03-5289-0751 メール gyoumuka1@tokyosr.jp

ホームページ <https://www.tokyosr.jp>

※取材申し込みは上記へお願いします。東京都社会保険労務士会

